

新型コロナウイルス感染症防止対策の基本方針

公益社団法人

鎌ヶ谷市シルバー人材センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として会員が実施すべき基本方針を定める。

1 感染拡大防止のための基本的な考え方

「感染しない」「感染させない」を実現するため、密閉・密集・密接の3密の環境を回避するよう会員は、十分理解して就業する必要がある。

2 会員の就業における感染防止対策

(1) 検温の実施

37.5度以上、平熱比1度超過の発熱がある場合は、就業を自粛する。

(2) 下記に該当する場合は、就業を自粛する。

① 味覚及び嗅覚障害の症状がある場合等体調が悪い者。

② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛等症状がある場合。

③ 同居の家族で、発熱・体調不良などの症状がある場合。

④ 過去2週間以内に、自身や家族が海外へ往来した場合。

⑤ 過去2週間以内に、新型コロナウイルスに感染した者との濃厚接触の可能性がある場合。

3 上記2に加え屋内での就業会員の感染防止対策

(1) マスクの着用、咳エチケットの徹底・2m以上の対人距離の確保（ソーシャルディスタンス）を徹底する。

(2) 手指消毒の実施

屋内への入退時に、手指消毒液で消毒する。

4 就業場所が感染拡大防止対策に懸念がもたれる場合は、就業を自粛して事務局と協議する。